



青森県報

第二千六百六十号

平成十五年四月十四日(月曜日)

目次

告示	道路の区域の変更	(道路課) 一
告示	道路の供用の開始	(同) 二
公告	特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告	(文化・スポーツ振興課) 二
出先機関	土地改良事業の工事の完了	(中農林事務所) 三
教育委員会	換地計画認可申請の適当の決定	(上農林事務所) 三
県文化財の指定		(文化課) 三

雑報

平成十四年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算(第二号)ほか四件及び平成十五年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計予算ほか五件の要領……………(新産業都市建設事業団) 四

告 示

青森県告示第二百八十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年五月十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十五年四月十四日

青森県知事 木村守男

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
			東津軽郡平内町大字稻生字久慈一〇の二から東津軽郡平内町大字稻生字稻生二七の五まで	前 二五・五〇メートルから 後 二三・〇〇メートルまで	一、一七九・五〇メートル		
				後 一七・〇〇メートルから 後 五二・〇〇メートルまで	一、一〇〇・〇〇メートル		

1						
県 道						
夏泊公園線						
東津軽郡平内町大字稲生字稲生二七の五から 東津軽郡平内町大字稲生字稲生六の三まで		東津軽郡平内町大字稲生字稲生六の三から 東津軽郡平内町大字稲生字稲生一〇の二まで		東津軽郡平内町大字稲生字稲生一〇の二から 東津軽郡平内町大字月泊山国有林四三三林班た小班まで		
後	前	後	後	前	後	前
一四・〇〇メートルまで	一三・五〇メートルから	一六・五〇メートルまで	一三・五〇メートルから	一三・五〇メートルまで	一三・五〇メートルから	九・八〇メートルまで
二二・〇〇メートル	二二六・〇〇メートル	三九二・〇〇メートル	三三四・〇〇メートル	三三四・〇〇メートル	八八・〇〇メートル	九一・〇〇メートル

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年四月十四日

青森県知事 木 村 守 男

路 線 名	夏泊公園線
供 用 開 始 の 区 間	東津軽郡平内町大字稲生字稲生二七の五から東津軽郡平内町大字月泊山国有林四三三林班た小班まで
の供用開始日	平成一五・四・一四

平成十五年四月十四日

青森県知事 木 村 守 男

青森県告示第二百八十一号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年五月十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

- 一 申請のあつた年月日
平成十五年四月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あおもり新鮮組
- 三 代表者の氏名
前田 よし子
- 四 主たる事務所の所在地
青森市幸畑一丁目三五の七
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対して、まちづくり・環境保全・福祉の増進・社会教育の推進に関する事業を行い、地域住民が真の豊かさを感じ、自信と誇りを持って住める地域の創造に寄与することを目的とする。

公 告

出 先 機 関

土地改良事業の工完了

次の地区の県営土地改良事業の工完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十五年四月十四日

中南地方農林水産事務所長 高 畑 幸

地区名	県営土地改良事業の名称	工完了年月日
田 沼	ため池等整備事業	平成四・三・〇
沖 浦 第 2	一般農道整備事業	一四・三・二
水 木	緊急生産調整推進排水対策特別事業	一五・二・一四
相 馬 川	防災ダム事業	一五・三・二六
〃	かんがい排水事業	〃
津 軽 中 部	広域営農団地農道整備事業	一五・三・三

換地計画認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、十和田市川原田地区共同施行平館賢一ほか十人に係る川原田地区の換地計画の認可の申請を適当と決定したので、同法第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年四月十四日

山 口 真 誉
上北地方農林水産事務所長

- 一 縦覧に供する書類
- 二 換地計画書の写し
- 三 縦覧の期間
- 四 縦覧の場所
- 五 縦覧の場所

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第五号

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第四条第一項、第三十条第一項及び第三十八条第一項の規定により、次の表に掲げるものを県重宝、県無形民俗文化財及び県史跡に指定する。

平成十五年四月十四日

青森県教育委員会

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所有者又は保護団体
県重宝	津軽漆塗手板	五十四枚	弘前市大字下白銀町一番地六	弘前市
県重宝	大森勝山遺跡出土の旧石器	一〇点	弘前市大字上白銀町八番地一	弘前市
県重宝	細隆起線文尖底深鉢形土器	一点	青森市大字新城字天田内一五二番一五号	青森県
県無形民俗文化財	今別町の荒馬		東津軽郡今別町	今別荒馬保存会 大川平荒馬保存会 二股荒馬保存会

県史跡	中里城遺跡	北津軽郡中里町大字中里字亀山七四一番地、二五四番地の内	中里町
-----	-------	-----------------------------	-----

雑 報

青森県事業団公告第一号

平成十五年三月青森県新産業都市建設事業団理事会第百五十七回定例会の議を経た平成十四年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算（第二号）ほか四件及び平成十五年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計予算ほか五件の要領を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百九条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成十五年四月十四日

青森県新産業都市建設事業団
理事長 木 村 守 男

平成14年度青森県新産業都市建設事業団
一般事業会計補正予算（第2号）

平成14年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,253千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		千円 22,238	千円 15	千円 22,253
	1 臨海収入	14,685	7	14,692
	2 市川収入	7,551	8	7,559
歳入合計		22,238	15	22,253

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業支出		千円 22,238	千円 15	千円 22,253
	1 臨海事業費	14,685	7	14,692
	2 市川事業費	7,551	8	7,559
歳出合計		22,238	15	22,253

平成14年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地
造成事業会計補正予算 (第1号)

(総則)

第1条 平成14年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成14年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 事業収益	330,002千円	329,993千円	9千円
第1項 営業収益	330,000千円	330,000千円	0千円
第2項 営業外収益	2千円	7千円	9千円
支 出			
第1款 事業費用	121,440千円	118,804千円	2,636千円
第1項 営業費用	120,539千円	118,748千円	1,791千円
第2項 営業外費用	901千円	56千円	845千円

(資本的収入及び支出)

第3条 平成14年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算第3条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	3,000,000千円	3,000,000千円	0千円
第1項 長期借入金償還金	3,000,000千円	3,000,000千円	0千円

平成14年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地
造成事業会計補正予算 (第1号)

(総則)

第1条 平成14年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成14年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 事業収益	88,112千円	74,608千円	13,504千円
第1項 営業収益	88,110千円	75,427千円	12,683千円
第2項 営業外収益	2千円	819千円	821千円
支 出			
第1款 事業費用	137,238千円	58,507千円	78,731千円
第1項 営業費用	62,813千円	51,997千円	10,816千円
第2項 営業外費用	74,425千円	6,510千円	67,915千円

平成14年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地
造成事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成14年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成14年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 事業収益	123,343千円	4,478千円	118,865千円
第1項 営業収益	73,341千円	54,851千円	18,490千円
第2項 営業外収益	50,002千円	50,373千円	100,375千円
支 出			
第1款 事業費用	55,353千円	40,009千円	15,344千円
第1項 営業費用	55,011千円	40,009千円	15,002千円

平成14年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地
造成事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成14年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成14年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			

第1款 事業収益	484,000千円	444,217千円	39,783千円
第1項 営業収益	484,000千円	444,217千円	39,783千円
支 出			
第1款 事業費用	370,714千円	330,930千円	39,784千円
第1項 営業費用	370,714千円	330,930千円	39,784千円

(資本的収入及び支出)

第3条 平成14年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算第3条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	2千円	4,524千円	4,526千円
第1項 雑収入	2千円	4,524千円	4,526千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,028,800千円	559,551千円	469,249千円
第1項 用地造成事業費	944,564千円	545,827千円	398,737千円
第2項 建設利息	84,236千円	13,724千円	70,512千円

平成15年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計予算

平成15年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44,309千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 11,368
	1 負担金	11,368
2 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
3 繰入金		7,828
	1 繰入金	7,828
4 繰越金		1
	1 繰越金	1

5 諸 収 入		25,111
	1 雑 入	1
	2 預 金 利 子	1
	3 会 館 管 理 収 入	25,109
歳 入 合 計		44,309

歳 出

款	項	金 額
1 事 業 団 費		千円 44,309
	1 事 業 団 運 営 費	44,309
歳 出 合 計		44,309

平成15年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計予算

平成15年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,263千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
1 事 業 収 入		千円 18,263
	1 臨 海 収 入	12,341
	2 市 川 収 入	5,920
	3 百 石 収 入	2
歳 入 合 計		18,263

歳 出

款	項	金 額
1 事 業 支 出		千円 18,263
	1 臨 海 事 業 費	12,341
	2 市 川 事 業 費	5,920
	3 百 石 事 業 費	2
歳 出	合 計	18,263

平成15年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地
造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成15年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事 業 収 益	330,002千円
第1項 営 業 収 益	330,000千円
第2項 営 業 外 収 益	2千円

支 出

第1款 事 業 費 用	120,505千円
第1項 営 業 費 用	120,139千円
第2項 営 業 外 費 用	366千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。

支 出

第1款 資 本 的 支 出	3,000,000千円
第1項 長 期 借 入 金 償 還 金	3,000,000千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、7,120,000千円と定める。

平成15年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地
造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成15年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業	収 益	88,112千円
第1項 営 業	収 益	88,110千円
第2項 営 業 外	収 益	2千円
支 出		
第1款 事業	費 用	129,958千円
第1項 営 業	費 用	61,814千円
第2項 営 業 外	費 用	68,144千円

(一時借入金)

第3条 一時借入金の限度額は、3,900,000千円と定める。

平成15年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地
造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成15年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業	収 益	165,077千円
第1項 営 業	収 益	64,946千円
第2項 営 業 外	収 益	100,131千円
支 出		
第1款 事業	費 用	46,903千円
第1項 営 業	費 用	46,773千円
第2項 営 業 外	費 用	130千円

(一時借入金)

第3条 一時借入金の限度額は、2,600,000千円と定める。

平成15年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地
造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成15年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業	収 益	472,000千円
第1項 営 業	収 益	472,000千円
支 出		
第1款 事業	費 用	363,128千円

第1項 営 業 費 用	363,128千円
-------------	-----------

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	2千円
第1項 雑 収 入	2千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	827,673千円
第1項 用 地 造 成 事 業 費	743,501千円
第2項 建 設 利 息	84,172千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭